

## 1. 調査概要

- ・ 先般、大阪市の生活保護受給者が向精神薬を営利目的で大量に入手し、所持していたという事案が発生した。厚生労働省として、大阪市以外の他地域において類似事案がないか把握するため、全自治体に対し、緊急サンプル調査を4月に実施したところである。
- ・ 調査は、生活保護の医療扶助を受けている生活保護受給者のうち、本年1月に精神科に通院している者(42,197人)のレセプトを抽出し、複数の医療機関から向精神薬を処方されていないかについて点検を実施した。
- ・ 本調査の結果として、「同一月に複数の医療機関から向精神薬を処方されていた者」を一次調査結果として今回公表する。

## 2. 一次調査結果

- ・ 同一月に複数の医療機関から向精神薬が処方されていた者(人数)※  
2,746人

※上記生活保護受給者が不適切に向精神薬を入手しているかについては、現時点では判明していない。

### 【参考】

・平成22年1月時点被保護実人員	1,827,652人
同月医療扶助受給人員	1,450,461人
うち精神科通院人員	42,197人

## 3. 今後の取り組み

- ・ 一次調査結果を受け、各地方自治体に対して、生活保護受給者に対する適正受診指導及びレセプト点検の徹底を依頼し、また、生活保護受給者の適正受診に当たっては、医療機関の協力が不可欠であることから、日本医師会等関係団体へ協力依頼を行ったところである。(別紙3 参照)
- ・ すでに、本調査によって判明した「同一月に複数の医療機関から向精神薬が処方されている者」については、福祉事務所において、主治医や嘱託医と協議を行い、その処方内容及び処方量の適否を審査するよう依頼している。
- ・ その結果、不適切な受療行動が確認された場合には、当該生活保護受給者に対して適正受診指導など、必要な指導指示を講ずることとしている。
- ・ 上記指導・改善状況については、全自治体に対し二次調査結果として、本年7月末までに厚生労働省まで報告するよう求めている。